

## 令和6年度公認ローイングスタートコーチ養成講習会(海の森)

### 開催要項

- 目的** 地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、ローイング競技の上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する者を養成する。
- 主催** 公益財団法人日本スポーツ協会 ・ 公益社団法人 日本ローイング協会
- 主管** 公益財団法人日本スポーツ協会 ・ 公益社団法人 日本ローイング協会
- カリキュラム** 15 時間以上(集合講習+その他)  
共通科目(スタート)+専門科目(ローイングスタートコーチ)
- 開催期日** 令和6年9月29日(日)
- 開催場所** 海の森水上競技場 東京都江東区海の森三丁目6番44号
- 受講条件** 受講する年度の4月1日現在、満18歳以上の者
- 受講者数** 最大50名程度  
締切期限にかかわらず定員になり次第、募集終了しますので、お早目にお申込みください。
- 受講料** 13,750 円(税込)  
※リファレンスブック代¥1650(税込)、受講管理料¥1,100(税込)を含む  
※受講キャンセルに伴う費用については実施団体の定めによる。
- 申込方法**
  - ① 受講希望者は、「公認スタートコーチ養成講習会」申込依頼フォームに必要事項を入力する。 <https://forms.office.com/r/dshwk2CEyn>
  - ② コードが発行されるので、日本スポーツ協会指導者マイページから申込みを行う。  
<https://my.japan-sports.or.jp/login>  
※初めての資格取得の方は「新規作成」から、記載漏れのないようご記入ください。  
※①はコードを発行するための登録、②が公認資格取得のための登録です。  
②の登録をお忘れの方がいます。①から引き続き登録をしてください。
- 受講決定** 実施団体及び日本スポーツ協会において申込内容を確認のうえ受講者を決定し、本人に通知する。受講内定後、受講料の支払いを完了したものを正式に受講者として決定する。
- 講習の免除** 講習の一部免除等は認めない。
- 審査** 集合講習修了後、審査に合格した受講者を「公認スタートコーチ養成講習会修了者」として認める。

申込依頼 QRコード



14. 受講取消 受講者としてふさわしくない行為(日本スポーツ協会登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、日本スポーツ協会指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討します。また、JSPO または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しません。
15. 登録・認定 ①講習会を修了し、その後、指導者登録手続き(登録申請書の提出及び登録料の納入)を完了した者に、日本スポーツ協会公認ローイングスタートコーチ「認定証」及び「登録証」を交付する。  
②登録による公認資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6カ月前までに、日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない(ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる)。
16. その他 ①本講習会受講に際し取得した個人情報(日本スポーツ協会及び各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡(資料の送付等)及び関係講習会を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。  
②講習会風景の写真等を日本スポーツ協会・実施団体ホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合がある。  
③天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の日本スポーツ協会、中央競技団体及び実施団体が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、各団体はその責任を負わないものとする。
17. 問合せ先 公益社団法人 日本ローイング協会 担当:スタートコーチ窓口  
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square 606  
TEL:03-5843-0461 FAX03-5843-0462 E-mail:shidosha @jara.or.jp